

リノベーションへの活用を見据えた都市公園台帳の調書記載内容の拡充の方向性

The course of thinking to improve the contents of urban park ledger for giving effective information in the future park renovation project

橘 俊光* 平田 富士男**

Toshimitsu TACHIBANA Fujio HIRATA

Abstract: In trend of increasing of urban park renovation projects, it has been becoming important that information about purpose of the park or policy of the plan will be reserved and utilized for planning of the renovation project. But, in local governments many documents about original plan of parks have been disposed under 'Official document control system'. In this situation, 'Urban park ledger' is the only document that basic information about all urban parks in the city are recorded and reserved eternally and it is thought that the ledger has potential to hand down the information about the contents of original plan. So, we researched about actual format and content of the ledger in all ordinance-designated cities and consciousness of the person in charge about the ledger. As the result, we got following conclusions. Many city governments adjust the format and contents of ledger to match the needs of park management administration. They are thinking that the quantity and quality of actual ledger are not enough for future planning of park renovation projects and for future renovation project planning to add records about inventory of planning works and the position of the park in other regional plan of the city is effective and feasible.

Keywords: urban park ledger, renovation, renewal work, Park-PFI

キーワード: 都市公園台帳, リノベーション, 改修工事, パーク PFI

1. はじめに

我が国の都市公園の整備水準は、すでに 10 m²/人のレベルを達成し、近年都市公園の新規整備事業は減少の一途をたどっている。一方、既に整備されてきた都市公園の多くは、新規整備事業量が急速に伸びていた 1970 年代から 1980 年代にかけて整備されたものであり、現在その施設の老朽化や施設内容そのものが現在の市民ニーズに合わなくなっているという課題も抱えている。

このため、近年都市公園施設の維持や長寿命化の対応だけではなく、当初整備時の考え方等とともに、開園後の経過や施設状況変化等を踏まえた改修等が重要である。そして、近年の利用者ニーズにより合致したものに施設を改修し、既存公園の魅力アップを図り、地域に賑わいを創出するなどしていく公園リノベーション事業（以下「リノベ事業」という）が実施されるようになってきた。リノベ事業の実施にあたっては、より多様で高質な利用者サービスが提供されるよう幅広く民間の経験やノウハウを導入することの必要性が認識され、平成 29（2017）年に都市公園法の改正による公募設置管理制度（Park-PFI）が創設され、その導入が促進されるなど、ますますその動きが加速化している¹⁾。リノベ事業は、現に一般利用に供されているものを一部改修する 경우가多く、利用者や関係者等との調整も要し、その事業の流れはゼロから計画を創りあげる新規整備とは自ずと異なってくる。

これに対して、平田・橘（2019）は近年のリノベ事業の流れを整理して、その構図を明らかにするとともに、同じく平田・橘（2020）は、その流れの初期段階、特に民間事業者の公募にあたり、行政側担当者が重要視する重点や課題等を明らかにした。

その内容は、公園の設置目的や期待されている機能などその公園の根本的な位置づけや役割を明確にして、応募者（民間事業者）に期待されている取り組みをきちんと理解してもらうということであり、それを正確かつ円滑に行うためには、その公園の当初の整備計画の背景やそれを踏まえた考え方などを記録した資料が重要なものとなってくる。

しかし、都市公園行政の現場における当初整備時の計画、設計資料等の保存体制は、将来のリノベ事業の際必要とする資料が確実に入手できる十分な状況とは言い切れず、逆に公文書の保存期間のルールに則って、保存期間が過ぎたものは廃棄されている実態がある。当初整備時の資料廃棄が進むと、当初整備時の公園計画の思想やその背景などを探ることができなくなるとともに、開園後の利用状況や管理状況等の記録や資料整理などがされていなければ、最新の現在状況も把握されず、これらを踏まえたリノベ事業の円滑な実施に支障を来す恐れがある。

このようななか、都市公園法（以下「法」という）においてその整備と保存、公開が義務化されている「都市公園台帳（以下「台帳」という）」は、整備時からの公園設置の背景や目的、整備された公園施設の内容、施設の変更等の経過が記載されなければならないが、公園の経緯等を記録した資料として将来にわたり、リノベ事業計画検討時の基礎資料となる潜在力があると考えられる。

しかし、これまで台帳整備の機能は、当該公園内に設置されている公園施設のリスト化が主なものであることが多く、将来のリノベ事業実施時に重要な参考資料となることはあまり意識されていないのが実態であると思われる。

法律上永久保存と公開が義務化されている台帳は、今後、リノベ事業の増加が予想されるなかで、リノベ事業を計画、設計等検討するうえで貴重な公的資料となることが予想されるが、これまで台帳の持つこのような機能にはほとんど着目がなされてこなかった。このため、本研究では、都市公園の台帳に着目し、現行、台帳がどのような記載内容を整え、また、それに対して、現場の担当者は将来のリノベ事業を見据えてどのような意識を持っているのかを明らかにし、台帳が将来のリノベ事業の基礎資料として適切に機能していくためにはどのような拡充の方向性があるのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

*（一社）日本公園緑地協会 **兵庫県立大学大学院/淡路景観園芸学校

本研究では、台帳の本来の考え方、内容等を確認し、それを踏まえ、今後の公園のリノベ事業の基礎資料としての可能性について考察する。このため、地方公共団体にアンケート調査を実施し、それを収集、整理、分析し考察した。調査概要は以下のとおり。

- (1) 調査時期：2020年7月～8月
- (2) 調査対象：東京都及び20政令都市
- (3) 調査内容：項目①台帳の事例収集

項目②将来のリノベ事業の増大を視野に入れたとき、現行の台帳が有効に機能しうるかどうかという点からの都市公園担当者の意見把握

項目③今後の台帳の内容拡充の方向性として有効と考えられるもの、およびその実現可能性に関する都市公園担当者の意見把握

調査対象を東京都及び20政令都市（以下「市」という）としたのは、これらの市が毎年自主的に各市が抱える共通の課題について調査する「大都市都市公園機能実態共同調査」研究会（事務局：（一社）日本公園緑地協会）会員であり、都市公園事業に関する課題解決に向けての意識も高く、本研究の目的に資するデータを効率的に収集できると考えたからである。

調査内容の項目①については、各市の台帳記載の具体的な内容を把握するため、具体的事例の提供を依頼した。

項目②に関しては、「今後新規整備にましてリノベ事業が増えるという都市公園事業の傾向を考えた場合、貴市の台帳は十分な情報量を備えていると考えられるか。」という問いを設定し、「現状で全く問題ない」「現状で問題は少ない」「拡充の必要性についてそう思う」「拡充の必要性について大いにそう思う」の4段階評価をしてもらった。

項目③に関しては、事前に以下の3つの視点の方向性を設定し、それについて質問した。

[a] 台帳に当該公園計画検討業務の経緯を記録する（後年になっても、どの時点でどのような検討作業が行われていたかわかる。それが記録されていれば、後年詳細資料が必要となったとき、その検討作業の資料を容易にあたることができ、そこから当初の計画検討時の詳細がわかる。）

[b] 台帳に他の計画、上位計画での当該公園の位置づけの経緯を記録する（後年になっても、市の政策やまちづくり行政において、どの時点でどのような役割や機能が期待されてい

たかわかる。後年、詳細資料が必要となったとき、その役割や期待の詳細はその計画を参照すれば公園の位置づけなどが容易にわかる。）

[c] 台帳に当該公園の設置目的や期待される機能・役割を検討してきた経緯を時期とともに記録する（後年になっても、どの時点でどのような役割や機能を発揮させようと検討していたのか、がわかるので、後年、詳細資料が必要となったとき、その当時の担当者もわかるのでその人にヒアリングすれば詳細がわかる。）

これらについて、「(1) 必要性・有効性」の観点から「非常に必要・有効」「必要・有効」「あまり必要・有効ではない」「全く不必要」の4段階評価をしてもらった。さらに、それらの方向性について「(2) 実現可能性」の観点からも評価してもらい、「簡単にできそう」「できなくはない」「実際の作業は困難」「この作業は無理」で4段階評価をしてもらった。

アンケート調査については、事前に前述の研究会の幹事役を務める市に調査内容案を提示し、公園管理の現場からの視点でその内容的確性を確認してもらったうえで、最終の調査票を確定し行った。回答は、一部回答なしの項目はあったものの、調査対象のすべての市から得ることができた。

3. 都市公園台帳の概要

台帳の運用方法や記載事項については、法第17条及び法施行規則第10条に規定されている。法第17条第1項で、公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならないとし、同条第3項で公園管理者は、台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことはできないと規定している。また、法施行規則第10条で、台帳は、「調書」及び「図面」から組成するとされている。本研究では研究の目的から、「調書」の内容を中心に分析を進めるが、法施行規則第10条第2項において、そこには少なくとも表-1に掲げる内容を記載するように規定されている。

4. 結果および考察

(1) 台帳の様式

収集した台帳の記載事項を整理したものが、表-2である。これを見ると、市によっては法施行規則に規定する事項を踏まえつつも、独自の追加事項（以下「独自事項」という）を加え作成していた。今回の調査で把握された独自事項としては、「環境・地形・特徴」「緑被面積・率」の敷地の環境に関するもの、「管理形態・管理情報」「指定管理者」「公園愛護会・アダプト」の管理状況に関するもの、「修繕・要望」「改修履歴」の公園施設の変更等の履歴等に関するもの、「避難場所」としての位置づけになど防災施設としての位置づけに関するものなど多様であった。独自事項の設定については、鶴海・檜垣（1957）が、「本項各号（注：現法施行規則第10条第3項の「調書」に掲げる事項のこと）に掲げる事項は、調書の必要記載事項であるが、当該都市公園の環境、地形及び特徴を記載すれば、当該都市公園の現状は、さらに分り易いものとなる」と解説しており、法施行当初から独自事項の設定について推奨していたこともその背景にあるものと考えられる²⁾。しかし、これらの事項は基本的に「公園開園後の維持管理運営をいかに的確

表-1 都市公園台帳の「調書」に記載する事項

一 名称	二 所在地	三 設置の年月日	四 沿革の概要
五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の所有する権原			
六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項			
イ 種類及び名称	ロ 工作物であるものについては、その構造		
ハ 建築物であるものについては、その建築面積	ニ 運動施設については、その敷地面積		
ホ 公園施設の設置の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日			
七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合等			
八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合			
九 主要な占用物件についての次に掲げる事項			
イ 種類及び名称	ロ 構造	ハ 建築物であるものについては、その建築面積	
ニ 公園の占用許可を受けた者の氏名及び住所並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日			
十 公園一体建物の概要			

表-2 都市公園台帳でその記載事項を設定している市の数

内容	都市公園法施行規則第10条第2項に規定する事項										都市公園法施行規則での規定以外に独自に設定している事項								
	名称	所在地	設置の年月日	沿革の概要	敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の所有する権原	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設の種類及び名称、構造、建築面積、その敷地面積、公園施設の設置許可を受けた者の氏名及び住所等	建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合等	運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合	主要な占用物件の種類及び名称、構造、建築面積、許可を受けた者の氏名及び住所等	公園一体建物の概要	環境・地形・特徴	緑被面積・率	管理形態・管理情報	指定管理者	公園愛護会・アダプト	避難場所	修繕・要望	改修履歴	建設費
団体数	21	21	21	21	15	12	14	13	12	1	7	3	2	1	1	2	2	3	1

に行うか」の視点から設定されたものであり、将来のリノベ事業実施時に重要な参考資料となる視点、事項が入っているとはいえない。以上から、今後のリノベ事業計画に資する情報を台帳に追加していくことは制度的にも問題はないといえる。

さらに、(社)日本公園緑地協会が事務局となり、都市公園の公民連携事業に関心のある民間事業者を中心に設立された「公園公民連携事業研究会」が2018、2019年度に調査研究を進めた結果、国や地方公共団体等への提言として公表している「Park-PFI等都市公園における公民連携事業に関する提言(第2次)」³⁾(以下「第2次提言」という)での指摘がある。第2次提言の【提言3】で、Park-PFI等都市公園における公民連携事業を実施するにあたっては「行政が保有する公園に関する基礎的データ(利用者数、通行量、地下埋設物等)の提示」を求めており、また、【提言3】付属資料では、「公募設置等指針において基礎的データの開示、提供が不足している事例が多く、積極的な事業参加の確かな提案の妨げになっていると考えられる」とし、公募設置等指針における好事例として須磨海浜水族園・須磨海浜公園再整備事業(神戸市)、大宮交通公園(京都市)の例が示されている。これらの例示内容をみると、既存施設現況、地下埋設物、歴史的・文化的資産、利用状況、修繕実績などの公園の基本的事項も詳細に示されているとともに、例えば、市上位計画、観光インバウンド戦略などの政策的な事項なども整理、開示、提供されている。

これらから、内容的には、台帳の記載内容の追加、充実等で対応できるものもあるといえ、今後のリノベ事業の推進の必要性、事業実施ニーズの高まりを考えると将来のリノベ事業計画への参考資料となるよう台帳の記載事項について法に規定される事項や項目内容の充実、拡充を検討し運用することは意義あることと考えられる。

(2) 現状の台帳の情報量に対する意識

このような現行の台帳の記載内容に対して、今後の公園事業の方向性を考えた場合、十分な情報量を備えていると思うかどうか、についての回答をまとめたものが図-1である。これを見ると、「A. 拡充が必要である」で、「①大いにそう思う」1市と「②そう思う」10市で、計11市、「B. 現状の内容で問題ない」で、「③問題は少ない」9市と「④現状で全く問題ない」1市で、計10市と、大きく2つのグループに分かれたが、11市/21市=52.4%となり、全体の約半数の市が現状の台帳の記載内容では不十分であり、拡充の必要性を感じていることがわかった。

(3) 台帳の拡充の方向性の認識と実現可能性

台帳の情報拡充について、将来のリノベを見据えどう考えるか、2. で述べた【a】～【c】の3方向性について「1) 拡充の必要性の認識」と「2) 実現可能性」から回答してもらった。「1) 拡充の必要性の認識」からまとめたものが表-3である。これを見ると、【a】～【c】のどの方向性についても71.4%～81.0%が必要・有効と評価している。その内容についてみると、台帳の「A. 拡充が必要である」と考えている市では、3方向性について「③あまり必要・有効ではない」とする回答は【a】0市、【b】2市、【c】1市と少なく、「B. 現状の内容で問題ない」と回答した市では、「③あまり必要・有効ではない」とする回答が【a】4市、【b】4市、【c】3市と増える。「B. 現状の内容で問題ない」と考えている市でも、この3方向性について「①非常に必要・有効」、「②必要・有効」とする回答数は、「③あまり必要・有効ではない」とする回答よりも【a】、【b】、【c】とも6市と多くなっており、これら方向性については今後の拡充の方向性として検討に値するものと考えられる。

一方で、それらを実行できそうかどうかの「2) 実現可能性」の観点からみてみると、表-4のとおりで【a】～【c】の3方向性とも、「②できなくはない」、「③実際の作業は困難」の大きく2つのグループに大きく分かれているといえる。【a】では、「②できなく

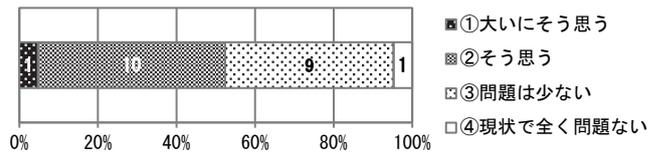


図-1 都市公園台帳の現状情報量に対する認識

表-3 台帳の内容拡充の方向性に対する拡充の必要性の認識(クロス集計)

項目と評価	【a】当該公園計画検討業務を記録する			【b】他の計画、上位計画での当該公園の位置づけの経緯を記録する			【c】当該公園の設置目的や期待される機能・役割として考えた経緯を記録する		
	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない
A 拡充が必要である	①大いにそう思う	1			1		1		
	②そう思う		10		1	7	2	1	8
B 現状の内容で問題ない	③問題は少ない	1	5	3	1	5	3	1	5
	④現状で全く問題ない			1			1		1
計		2	15	4	2	13	6	3	13
上記の割合 ^{注)}		9.5%	71.4%	19.0%	9.5%	61.9%	28.6%	15.0%	65.0%
			81.0%			71.4%			80.0%

注)表内の数値は回答団体数。【a】【b】は母数が21であるが、【c】は回答なしが1市あったため母数は20である。

表-4 台帳の内容拡充の方向性ごとの実現可能性(クロス集計)

項目と評価	【a】当該公園計画検討業務を記録する			【b】他の計画、上位計画での当該公園の位置づけの経緯を記録する			【c】当該公園の設置目的や期待される機能・役割として考えた経緯を記録する		
	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない	①非常に必要・有効	②必要・有効	③あまり必要・有効ではない
①簡単にできそう					1				
②できなくはない	2	8		1	8	2	1		6
③実際の作業は困難		7	4	1	4	4	1		7
④この作業は無理							1		
計	2	15	4	2	13	6	3	13	4

注)表内の数値は回答団体数。【a】【b】は母数が21であるが、【c】は回答なしが1市あったため母数は20である。

はない」が10市に対して、「③実際の作業は困難」が11市、【b】では、「②できなくはない」が「①簡単にできそう」1市も含め12市に対して、「③実際の作業は困難」が9市、【c】では、「②できなくはない」が7市に対して、「③実際の作業は困難」が12市で、「④この作業は無理」1市と合わせ13市となっている。今回の調査対象の市においては、実現可能性の観点からみると、【b】12市/21市=57.1%、【a】10市/21市=47.6%、【c】7市/20市=35.0%となり、【b】が【a】、【c】よりも高い結果となっており、内容により差異がでているといえ、可能性の大きさで言えば、【b】>【a】>【c】の傾向が読み取れる。

これは、後述する自由意見のところでも指摘があるが、【a】、【b】は客観情報を書き入れるものだが、【c】は記入者の主観による記述が入り込み、その後の情報公開請求への対応などを勘案するとそのような情報の書き込みに抵抗感があるものと思われる。

以上から、今後リノベ事業の推進に資する台帳の拡充を検討していくとするならば、「必要性・有効性」と「実現可能性」の両面からみたととき、【a】、【b】、【c】の3方向性では、「【b】他の計画、上位計画での当該公園の位置づけの経緯を記録する」の項目を付加していくことが最も効果的で効率的であると考えられる。また、実現可能性を都市公園担当者の姿勢としてみたとときに、一方的に「困難性」を示しているとはいえず、台帳内容の充実は図りたいとの意思を示しているともいえる。

(4) 自由意見とそれを踏まえた考察

今回のアンケートの回答に際し、自由意見が付されていたがそ

表-5 都市公園台帳の記載内容に関するアンケートへの自由意見

都市	自由意見内容	意見のポイント(著者のまとめ)
	方向性の【a】について: 大小さまざまな公園の計画・設計が存在することから、それらの資料をどのように適切に保管するか(どこに、どのような形態で等)を検討・整理する必要があります。	台帳に記載するとしてもその元資料の保存の改善の必要性
A市	方向性の【b】について: 公園の計画に係る関連計画は他部局にまたがることもあり、台帳に記載したと仮定して、後年、当時の関連計画を追いけるかが不明である。	関連計画を所管する他部局の動きは公園側からコントロール不可能
	方向性の【c】について: ①有用な情報ではあるが、設置目的や役割については計画で一定程度把握できることから、必ずしも台帳に記載する必要がない。②台帳に入力する担当者により見解が変わる可能性、客観性に欠ける可能性がある。③職員の見直し等により後年のヒアリングが難しくなる可能性がある。	記入者による客観性確保の問題、担当者追跡の限界性
B市	①本市では公園台帳とは別に、電子文書管理システムにて文書管理を実施している。②公園整備検討段階では、公園名の入ったフォルダがあり、そこに電子データ(紙データは原則スキャン化)を保存するシステムとなっている。③書類の重要度に応じて保存年数が決まっており、期限が切れるまでの間は電子検索が可能のため、この作業を続けることで情報の蓄積は可能と考えている。	現行の保存公文書で、保存期間中は対応可能
C市	実際の作業は困難とした項目は、過去に整備された公園の情報を追加する場合は想定している。新規整備をする場合は、整備段階でこれらの資料を作成することは可能だと考えている。	新規整備時の台帳書き込みは可能だが、開園済みの公園での追記は困難
D市	方向性【a】～【c】の実現可能性については、今後の新設公園についての回答であり、開設済み公園(古いほど)については困難である。	新規整備時の台帳書き込みは可能だが、開園済みの公園での追記は困難
E市	方向性【a】は公園を再整備する際に確認したほうがいい資料ではあると思う。それを誰でも閲覧可能な都市公園台帳として管理するかは別の問題である。誰でも閲覧可能な資料は、情報の取り扱いに慎重にする必要がある。都市公園台帳に掲載可能なのは「当初公園計画検討業務」の最終的な報告書のみとなる。都市公園台帳にこだわらず、地元の方との議事録等も含めた当初公園計画検討業務の経緯は別で管理したほうが目的に沿う。	公開可能な客観情報に限定する必要性
F市	○充実すべき項目: ①本市では土地の規制等の基礎的な情報(用途地域や風致地区、条例で指定された地域、レッドイエローゾーンなど)の記載がない。②今後のリノベーションを考えたときに記載した方がスムーズに計画が進む。本市では一部の都市公園にて民間事業者によるサウンディング調査を実施する。その結果を台帳に記載すれば今後の民間活力導入を検討する際の参考になるのではないかと考えられる。 ○上記(案)に対する意見: 上記(案)にあるような経緯の情報を台帳の中にどのように位置づけ、紐づける必要があると思われる。法律上の台帳の範囲と任意の情報(ないしは個人情報等)を分離して、例えば公文書公開請求の際にごまかして開示するのかが整理する必要がある。	サウンディング調査の結果の記載(提案) 公開可能な客観情報に限定する必要性
G市	記載作業の実現可能性については、新規の公園は、簡単にできそうであるが、過去の公園を調べたいとなると、資料等が残っている可能性が低いので、実際の作業は困難もしくは、無理と考える。	新規整備時の台帳書き込みは可能だが、開園済みの公園での追記は困難
H市	公園台帳は公園を管理する上で必要な情報が不足なく記載されていれば良いと考える。	

の結果をとりまとめたものが表-5である。これを見ると、前項での分析結果に対し、さらに現場の状況を踏まえて検討すべき点が明らかになってくる。

その内容は、①そもそも台帳に書き込む際の元データとなる公文書の保存システムの充実の必要性についての指摘、②台帳に記載する情報としての客観性確保や個人情報との関係に留意する必要性の指摘、③今後実施していくときの難易性としてすでに開園した公園の台帳に過去の情報を繰って追記することの困難性の指摘、④他部局が主体的にもつ情報を公園側でコントロール仕切れないことへの懸念の指摘、などであった。

以上の自由意見を踏まえると、現時点で公文書管理が十分でないところもあることから「すでに開園している公園」に関する情報を遡って取得・整理していくのはその作業に困難が伴うことから、「今後開園する公園から」対応をしていくことが当面は現実性があること、情報公開請求等への対応を勘案する必要があり、記入する情報は現行の行政計画等での記述や、【a】の外部発注等や委員会等の意見を踏まえた資料など、できるだけ客観性を有する資料による情報が対応しやすいといえる。これに対して、【c】は、そこまでの客観性を持つとはいえず、総じて記載時の担当者の主観性や考えが入りうる可能性があると考えられたものと思われる。

5. まとめ

公文書管理制度のなかで都市公園に関する過去の資料が規定の保存年数を過ぎた時点で次々と廃棄されていくなか、台帳はその基本的な情報を永年にわたり伝え、またその情報に誰もがアクセスすることができる唯一の資料といえる。したがって、台帳は都市公園の適正な維持管理に活用するだけでなく、将来のリノベ事業計画検討の際にも貴重な情報を提供できるポテンシャルを持っていると考えられる。そのような観点から現状の台帳の情報内

容を見ると、各市の現場では約半数の市でその内容が不十分であると感じていた。

一方、台帳への記載内容については、法施行規則で記載すべき事項が規定されているが、今回、調査対象の市においては、法施行規則に規定する事項を踏まえつつも、それぞれの実情に応じ、それらの事項以外にも独自事項を加筆して記載していた。また、約半数の市で現状の台帳記載内容は不十分であり、拡充の必要性を感じており、実現に困難性を感じつつも、内容により「できなくはない」との意向結果も把握できたことから、台帳の内容充実を図ろうとする姿勢もすでにあることもわかった。

今後増大してくることが予想される都市公園のリノベ事業を円滑かつ適正に推進していくために、多大な労力や予算を使わず過去の公園の情報をきちんと伝えていくシステムを確立する方法として、台帳の記載事項内容の定期的な見直し修正(毎年または数年ごと)実施体制確立や書式・システムの電子化推進、管理運営業務担当職員への都市公園台帳の重要性や意義についての教育徹底などに取り組むことで、台帳の記載内容の充実を図ることは、最も効果的な方法の一つと考えられる。

その具体的な内容充実の方向性を効果・有効性の観点および実現可能性の両面から行政の現場に評価してもらおうと「その公園の計画検討業務を記録する」「その市の他の計画、上位計画でその公園がどのような位置づけとなっているかを記録する」という方向性が上位に評価された。ただし、これらの対応については、すでに開園した公園に対して過去の資料を繰って行うのには困難があるが、これから開園するものには効果的で実現対応可能であるとの評価であった。

リノベ事業の開始はまだ先のことである公園が多いが、公文書管理システムによる公文書廃棄が進む中では、いざリノベ事業の計画検討を始めようとしたらその公園に関する過去の資料がない、という事態が生じることが懸念される。そのようなことを防ぐ意味でも、台帳の記載事項内容の定期的な見直しの実施体制確立や、書式等の電子化推進など、今から比較的少ない労力で対応ができる前述の記載内容の充実を図っていくことは、将来のリノベ事業に向け大いに貢献するものと考えられる。

謝辞: 本研究は、科学研究費補助金(18K05710, 代表: 平田富士男)の助成を受けたものである。

補注及び引用文献

- 国土交通省都市局公園緑地・景観課によれば、全国で公費設置管理制度(Park-PFI)に取り組んでいる事例は、令和2年7月1日現在で53事例であり、既にオープンした事例は10公園になっている。
- この解説は、現在まで引き継がれており、以下の「都市公園法解説(改訂新版)」でも同様の記載となっている。
国土交通省都市局公園緑地・景観課監修、都市公園法研究会編著(平成26(2014)): 都市公園法解説(改訂新版)、一般社団法人日本公園緑地協会発行、263
- 一般社団法人 日本公園緑地協会(2020): Park-PFI等都市公園における公民連携事業に関する提言(第2次): https://www.posa.or.jp/topics/park-pfi_recommendation20200319/2020.8.30 参照
- 平田富士男・橋俊光(2019): 大都市市街地の都市公園リノベーション事業優良事例から見た事業プロセスの全体構図: ランドスケープ研究 82(5), 493-498
- 平田富士男・橋俊光(2020): 大都市市街地の都市公園リノベーション事業優良事例に見る民間公募要項作成上の重点: ランドスケープ研究 83(5), 533-538
- 鶴海良一郎監修・檜垣五郎著(1957): 都市公園法解説、公園緑地協会発行、280

(2020.9.26受付, 2021.3.30受理)